

## 【委員会における議論のポイント】

今回の格付け結果は、C評価が4名、D評価が1名、F評価が3名と、総じて低い評価となったものの、その程度は分かれることとなった。

その分かれ目の主因は、「株式会社東芝 第三者委員会」（以下「本委員会」という。）が、日本弁護士連合会の定めるガイドラインに準拠したような姿勢を見せつつも、調査範囲を自ら設定することなく、東芝からの委嘱事項に調査範囲を限定し、かつ、この調査は東芝のためだけに行われた、としている点にある。

そのような本委員会の対応の理由は不明であるが、東日本大震災以降の原発事業の環境変化やウェスチングハウスの減損問題に触れなかった点について、多くの委員が問題としている。

こうした点について、各委員は、日弁連ガイドライン（の趣旨）に反し、東芝の信頼回復にもつながらなかったとして、総じてマイナス評価を行っており、中には本委員会の誠実性・不実性の問題と指摘する委員もいたが、この点をもって不合格（F）と判定するか、C又はDという評価に止めるかは、委員によって判断が分かれた。

また、個々の案件に関する詳細な事実認定がなされたことは評価する委員があったものの、不正な会計処理に関与した歴代3人の経営トップなど関係者の動機面についての事実認定と評価が欠落しており、この点が、原因分析の浅薄さと再発防止策の実効性の欠如につながったという指摘がなされた。

なお、監査法人を調査対象にしなかった点については、複数の委員がマイナス評価としているが、この点をマイナス評価しないとする委員もいた。

以上